

燕市と損害保険ジャパン日本興亜株式会社との
地方創生に関する包括連携協定書

燕市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）
は、次のとおり地方創生に関する包括連携協定を締結する。

（目的）
第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、それぞれの資源を有効に活用し
た協働の取り組みを推進することにより、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項）
第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる連携事項について協力する。

- (1) 防災対策に関すること。
- (2) 交通安全対策に関すること。
- (3) 高齢者支援に関すること。
- (4) 観光振興に関すること。
- (5) 産業振興に関すること。
- (6) その他、地方創生の実現に資すること。

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項に係る取り組みを効果的に推進するため、必要に
応じ協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙合意の上決定する。

3 乙は、第1項に定める連携事項に係る取り組みの一部を、甲と協議の上、乙の関係会
社に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容変更を申し出たときは、その都度協議の上、
必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月
前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更
に1年間継続し、以後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報につい
て、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはな
らない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合は、甲
及び乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各々1通を保
有するものとする。

平成31年 1月30日

新潟県燕市吉田西太田1934番地

甲 燕市長

鈴木力

新潟県新潟市中央区万代1丁目4番33号

損保ジャパン・新潟セントラルビル6階

乙 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

新潟支店長

松井康宏